

山口県警察
街頭防犯カメラ設置補助金交付
Q&A
(第3訂)

山口県警察本部
生活安全企画課



目次

- Q 1 個人でも補助金を受けられますか。
- Q 2 勝手に、ゴミステーションにゴミが捨てられて困っているので、監視カメラを付けたいのですが、補助金の申請はできますか。
- Q 3 交通事故が多発している場所に防犯カメラを付けたいのですが、補助金の申請はできますか。
- Q 4 補助金の対象となるのは、防犯カメラ本体だけですか。
- Q 5 補助金の対象となる防犯カメラはどのようなものですか。
- Q 6 補助金の申請は、県警本部に直接申請すればいいですか。
- Q 7 補助金の申請はいつでもできるのですか。
- Q 8 補助金の申請期間はいつまでですか。
- Q 9 締切までに申請をすれば補助金を受けられるのですか。
- Q 10 今ある防犯カメラを修理したのですが、補助金は使えますか。
- Q 11 防犯カメラを設置するごとに、補助金の申請をすることができますか。
- Q 12 防犯カメラをリース契約で設置する場合も、補助金の交付を受けられますか。
- Q 13 防犯カメラはどれくらいの期間設置しなければいけないのですか。
- Q 14 補助対象経費は、消費税込みの金額ですか。
- Q 15 補助金交付の要件が最低6年間設置することとありますが、故障した場合等に撤去できないのですか。

Q16 補助率はどれくらいですか。

Q17 防犯カメラの設置業者をどこに頼めばいいのか分からないのですが、警察の知っている業者を教えてください。

Q18 設置した防犯カメラの保守点検や、故障した際の修理費等はどのようになりますか。

Q19 郵送での申請は可能ですか。

Q20 防犯カメラの申請を行えば、設置工事を開始してもいいですか。

Q21 防犯カメラの設置工事が終了したら、運用を開始してもいいですか。

Q22 カメラの設置が完了し、補助金も受領したのですが、今後、警察からの調査等がありますか。

Q23 市町にも防犯カメラに関する補助金制度がありますが、警察の補助金制度も併せて利用できますか。

Q24 警察から録画データの提供依頼があったが、録画データをダウンロードするためのパソコンを持っていない場合、どうすればよいですか。

Q25 表示板は何枚まで補助金の対象となりますか。

Q 1 個人でも補助金を受けられますか。

A 個人では受けられません。

補助金の対象は、地域の防犯活動に取り組もうとする地域住民により構成される自治組織、組合又は団体（町内会、自治会、町会、自治協議会、連合自治会、まちづくり委員会、商店街組合等）に限られます。

Q 2 勝手に、ゴミステーションにゴミが捨てられて困っているので、監視カメラを付けたいのですが、補助金の申請はできますか。

A できません。施設管理等を目的とした設置は対象外です。

ただし、道路や公園等の不特定多数の人が利用する場所を撮影し、侵入窃盗や車上ねらいや子供や女性に対する声掛け事案等を抑止することが主たる目的である場合は、ゴミステーションが映り込んでいても、補助金の対象となります。

Q 3 交通事故が多発している場所に防犯カメラを付けたいのですが、補助金の申請はできますか。

A できません。交通事故・違反防止を主たる目的とした設置も対象外です。

Q 4 補助金の対象となるのは、防犯カメラ本体だけですか。

A 補助金の対象となるのは、防犯カメラ（録画装置及び附属品を含む）の購

入やその設置費用（人件費）、また、防犯カメラの設置を示すプレートの購入（カメラ1台につき1枚）やその設置費用(人件費)が対象となります。

維持管理経費、地代、占有料、電気代等は対象外です。

Q 5 補助金の対象となる防犯カメラはどのようなものですか。

新たに設置するもので、録画機能のある防犯カメラが対象となります。

耐用年数を鑑み、防犯カメラについては、優良防犯機器認定制度（R B S S）を受けたものを推奨します。

過去に設置した防犯カメラやダミーカメラは、対象となりません。

なお、SDカードレコーダーが内蔵された防犯カメラは、カードの取り出し口に盗難防止措置を施してください。

また、インターネット回線等を利用した防犯カメラは、第三者による不正アクセスやインターネットウイルスの感染等により画像が流出してしまうおそれがあるため、セキュリティ対策が万全なもののみを補助金の対象とします。

Q 6 補助金の申請は、県警本部に直接申請すればいいですか。

A 山口県警察本部生活安全企画課に申請書類を提出してください。

なお、管轄警察署の生活安全課（刑事・生活安全課）の窓口においても、申請書類を預かり、警察本部生活安全企画課へ取り次いでいます。

Q7 補助金の申請はいつでもできるのですか。

A 申請の受付時間は、平日の午前9時から午後4時30分までです。

Q8 補助金の申請期間はいつまでですか。

A 申請期間は、

令和8年4月15日（水）から同年8月31日（月）まで

です。この申請期間中に警察本部生活安全企画課に申請してください。

また、予算の執行状況によっては、期間を短縮又は延長しますので、早めに申請してください。

Q9 締切までに申請をすれば補助金を受けられるのですか。

A 申請をすれば必ず補助金を受けられる訳ではありません。

提出された申請書類の内容から、補助金対象者及び補助事業の対象となる要件に該当しているかを確認・選定し、適当でないと判断した場合には、不受理とします。

Q10 今ある防犯カメラを修理したのですが、補助金は使えますか。

A 使えません。新たに防犯カメラを設置する場合が対象となります。

Q11 防犯カメラを設置するごとに、補助金の申請をすることができますか。

A できます。

例えば、1団体が防犯カメラを3台設置する場合は、一度の申請で3台分の補助金を申請することができます。

ただし、Q16で示す金額を超える補助金は申請できません。

Q12 防犯カメラをリース契約で設置する場合も、補助金の交付を受けられますか。

A 受けられません。リース料やレンタル費用は補助金の対象となりません。

Q13 防犯カメラはどれくらいの期間設置しなければいけないのですか。

A 最低6年間設置することが補助金交付の要件となっています。

1年に1回は保守点検をお願いします。

Q14 補助対象経費は、消費税込みの金額ですか。

A 消費税込みの金額を対象とします。

Q15 補助金交付の要件が最低6年間設置することとありますが、故障した場合等に撤去できないのですか。

A 定められた期間内（6年）に故障等により撤去しなければならない場合は事前に山口県知事の承認を受ける必要があります。

また、補助金交付の目的に反し、使用、譲渡、廃棄、貸し付け、又は担保に供する場合も同じです。

Q16 補助率はどれくらいですか。

A 補助率は、補助対象経費の4分の3以内です。

なお、補助金の上限は、防犯カメラ1台につき25万円、1自治組織等につき100万円です。

また、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。

Q17 防犯カメラの設置業者をどこに頼めばいいのか分からないのですが、警察の知っている業者を教えてください。

A 警察の指定業者はありません。

また、警察から特定の業者を紹介することもできません。

防犯カメラ設置については、優良防犯機器を取り扱っている、一般社団法人山口県防犯設備士協会へ相談してみてください。

山口県防犯設備士協会 0836-38-5224

Q18 設置した防犯カメラの保守点検や、故障した際の修理費等はどのようになりますか。

A 防犯カメラを設置した管理者の負担となり、補助金の対象外です。

耐用年数が6年間ということを考慮し、1年1回の保守点検をお願いします。

Q19 郵送での申請は可能ですか。

A 可能です。

ただし、郵送される場合は、事前に申請内容を確認したいため、警察本部生活安全企画課までお問い合わせください。

問合せ先

電話 083-933-0110 内線3036

受付時間 平日9:00~16:30

Q20 防犯カメラの申請を行えば、設置工事を開始してもいいですか。

A 申請をすれば必ず補助金を受けられる訳ではありません。

申請が受理されると、申請書類の審査及び現地調査を行い、審査等の結果、適当であると認めるときは、補助金交付決定の通知を申請者に送付しますので、同通知以降に設置工事を開始してください。

Q21 防犯カメラの設置工事が終了したら、運用を開始してもいいですか。

A 設置工事が完了した防犯カメラについては、カメラの点検作業、警察職員による現地確認等の場合を除き、補助金額確定通知書が発出されるまで

は録画データの確認等の運用をしないでください。

Q22 カメラの設置が完了し、補助金も受領したのですが、今後、警察からの調査等がありますか。

A 事業の効果検証のため、運用状況、活用事例等を調査する場合がありますので、御協力をお願いします。

Q23 市町にも防犯カメラに関する補助金制度がありますが、警察の補助金制度も併せて利用できますか。

A 利用できません。

また、市町の補助金と警察の補助金の両方で交付申請し、一方の交付決定が出た後、もう一方を取り下げるといった申請もできません。

なお、警察から市町に補助金を受ける予定の有無を問い合わせる場合があります。

Q24 警察から録画データの提供依頼があったが、録画データをダウンロードするためのパソコンを持っていない場合、どうすればよいですか。

A 録画データをダウンロードするためのパソコンは本補助金の対象にはなりませんので、各自治会でパソコンを準備していただくことになります。

自治会等でパソコンを準備できない場合は、録画データの提供を申し出

た警察官にその旨をお伝えください。

Q25 表示板は何枚まで補助金の対象となりますか。

A 表示板は、カメラが設置されていることを周知するためのものなので、カメラ1台につき1枚となります。

視認性を考慮し、大きさや設置場所を検討してください。